

と取引に必要な情報を一元化するシステムを構想している。住宅取得者の利便性向上と宅建業者の業務効率化の観点から、情報環境を整備する

不動産の不思議

不動産のふしぎ

不動産の不思議

不動産のふしぎ

ある現状に言及し、情報はなかなか表に出ない。こうした入り口の問題が解消されなければ、(宅建業者がシステムを使う) 動機付けが難しい

も100人達成まで間近に迫るなど会員増に向け、皆さんの協力が必要不可欠」と述べた。各種セミナーでは、不動産



また新体制
新体制が決定
した。

のれん会の会員数は、アーバンコンサルタンツ(坂本道

明海大学 不動産学部

不動産の不思議

第2回

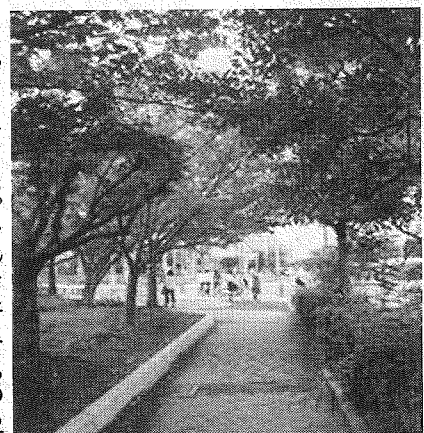
学生たちの視点と発見

【学生の目】

私が通う明海大学は、千葉県浦安市の新浦安地区にある。新浦安は景観重点区域に指定されており、緑豊かなとても綺麗な街で、明海大学も、門や塀ではなく、

地域に開かれた大学のイメージに合っているのはもちろん、行人の目陰の確保にも一役買っている。しかし、ここには法律上の問題がある。民法207条によれば、土地所有権は土地上方の空間にも及ぶ。市の土地に、大学の土地に生えている木の枝が入っているということ

は、市道の上についても大学が枝の高さは自動車に乗っている人に当たらないように適宜切り落と



樹木の枝が伸び、緑で覆われた歩道。問題はないのか(浦安市で)

木々のアーケードと土地所有権

木々に囲まれた緑豊かなキャンパスとなっている。

法律通りでなくて良いことも

【教員からのコメント】

法律は守るためにあり、法律を守ることで社会の秩序を保つことができる。都市計画法や建築基準法などの公法で尊重すべき規範である。いわば剛なる規定である。一方で民法などの私法においては、私人間の工夫によって法律が想定する以上の結果を残すことも可能で、

景観作りに一役買っているのが別掲の写真だ。大学の敷地と市道との境界線付近では木々が重なり合い、緑のアーチが創出されている。写真左側の大学敷地内の木を伸ばすことで出来たアーケードで、街の景観や

このような場所の存在をどう解釈すればよいのだろうか。土地所有権の定義は、「土地を自由に使用、収益、処分できる権利」である。この場所では、市民が利用する、つまり道路として通行の用に供するためには何ら支障なく、現状は土地の自由な利用を妨げていないと考えてはどう

か。ここで大切なのは管理の問題だ。よつな二つひとつの行いが街並みを形成し、地域のイメージを作り出し

持っている。それを良くするのも悪くするのも、結局のところ二つひとつの行いに参加する、一人ひとりの住民

以上を結果を残すことも可能で、いわば柔なる規定である。不動産に従事する者は剛柔使いこなす力量を持ちたい。



垣田 将吾
不動産学部3年

総合・政策

ここで大切なのは管理の問題だ。

よつな二つひとつの行いが街並みを形成し、地域のイメージを作り出し

持っている。それを良くするのも悪くするのも、結局のところ二つひとつの行いに参加する、一人ひとりの住民

2003年以來の超高層マンション新資料集

超高層マンション資料集

— 2013年版 —

I. 竣工データ編 II. 分譲実績編

13年度実務セミナー
全国58会場で一斉開催
全宅連
全国宅地建物取引業協会連
合会(全宅連)・全国宅地建物
取引業保証協会は11月12日
全国47都道府県・58会場
で「13年度実務セミナー」を
開催する。講義・質疑応答の
映像を、会場へ一斉に配信す
るセミナーだ。
不動産取引従事者全般を対
象としたもので、専門的で実
践的な取引知識の修得を目的
としたもの。全宅連会員以外
の受講も可能。
セミナーの内容は、第1部